

『賃貸借契約解約の手続き・注意事項について』

◆解約届

解約をされる場合は、賃貸借契約書に記載された解約通知期限をご確認していただき、通知期限までに、まず電話にてご連絡いただいてから解約通知書をご郵送下さい。

注意事項

- ・口頭での通知ではなく、書面での通知により正式な受付となります。
- ・一度提出いただいた解約通知書は原則変更や取消が出来ません。
- ・退去立会日の設定については、下記の退去立会の項目を確認の上で設定して下さい。
- ・新規契約されてから間もない場合は、**短期解約違約金**が発生するケースがあります。

◆退去立会

契約書に明記してある通り退去時には部屋の原状回復をしていただく必要がございます。お部屋の引き渡しの際は、弊社社員もしくは弊社指定会社が退去立会をさせていただきます。退去立会では現地で鍵の返却業務と直接お客様と補修箇所の確認を行いますので、後の解約精算の際のトラブル防止にも繋がります。

注意事項

- ・立会が終了すると鍵を返却していただきますので、それ以降の入室は出来ません。
- ・必ず、引越作業が終わって部屋に何も無い状態での日時を設定して下さい。
- ・室内にゴミやお客様が設置した設備品などが残っていないよう気を付けて下さい。
- ・自転車やバイクなどは必ず持って行って下さい。

《原状回復義務》

- ・原状回復とは、民法に定められた明け渡しの際に発生する借主様の義務になりますが、完全に入居時の状態に戻すことを意味するのではなく、自然損耗箇所については、借主様が負担する義務はありません。
- ・一般的には、故意・過失による破損・汚損があった場合や、特約事項などに前もって定められている内容がある場合は原状回復費用としてご負担いただきます。

◆各種閉栓、移動、処分などのお手続き

お部屋の引き渡し迄に、下記の手続きをお客様にて手配頂けますよう宜しくお願いします。

- 電気** 関西電力に電話かWEBサイトから閉栓の手続きをしてください。
※ご連絡の際は、検針時の明細や請求書をご準備下さい。
- ガス** 大阪ガスの場合は電話かWEBサイトから閉栓の手続きをして下さい。
プロパン(LP)ガスの場合は、各ガス会社に電話で閉栓の手続きをして下さい。
※ご連絡の際は、検針時の明細や請求書をご準備下さい。
- 水道** 各管轄の水道局に電話で閉栓の手続きをして下さい。
※ご連絡の際は、検針時の明細や請求書をご準備下さい。
管理会社で水道代の検針・集金している物件については閉栓手続きは必要ありません。
- 電話** NTTに電話かWEBサイトから移動の手続きをして下さい。
- 郵便** 郵便局のWEBサイトか直接郵便局で手続きをして下さい。
※メール便は郵便物ではありませんので、直接配送元の業者にて手続きして下さい。
- ネット** 各プロバイダにて回線の解約・移動をして機器や配線等の撤去をして下さい。
※業者の方から残しておくよう言われるケースもありますが、撤去して下さい。
- 保険** ご加入いただいている火災保険の解約・移動の手続きをして下さい。
◇日本少額短期保険にご加入の場合 TEL:0120-071-161
◇AIG損害保険にご加入の場合 TEL:0120-565-773
※契約期間が残っている場合は、月割りなどで返金していただけるケースもございますので、ご確認ください。
- ゴミ** 原則、ゴミの処分は退去立会までに済ませて下さい。
※当日にこちらで処分費用の見積りも可能ですが、個人ではなく業者が廃棄するゴミですので産業廃棄物扱いとなってしまう、個人で処分するより割高になります。
※段ボール・古新聞等は古紙回収に出すか、細かくちぎって家庭ゴミとして捨てて下さい。
※大型ゴミは京都市大型ゴミ受付センターへ連絡し、指示に従って処分して下さい。
[TEL:0120-100-530](tel:0120-100-530) 携帯からは、[TEL:0570-000-247](tel:0570-000-247)